

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 子ども・子育て会議（第42回）が開催される（内閣府） 1
- ◆ 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）が開催される
（内閣府） 3
- ◆ 子ども・子育て支援新制度 自治体向けFAQ（よくある質問）（第17版）
新規問・修正問が提示される（内閣府） 5
- ◆ 平成30年度第2次補正予算の成立
～平成30年度公定価格の改定が告示され、保育士等の処遇改善は0.8%増
（内閣府） 7
- ◆ 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施について
（厚生労働省） 8
- ◆ 【御礼・報告】北海道胆振東部地震に係る
全保協被災地支援募金へのご協力御礼 10

◆子ども・子育て会議（第42回）が開催される （内閣府）

平成31年2月20日、子ども・子育て会議（第42回）が開催されました。本会からは、佐藤秀樹副会長が出席しています。

会議では、「2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」について、調査票案が提示され、その内容について協議がすすめられました。

本調査は、「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に

資するよう」経営実態を把握することを目的に、「幼稚園」「保育所」「認定こども園」「地域型保育事業所」を対象に実施されます。

調査項目は、「施設・事業所の概要」「職員配置」「職員給与」「収支状況」が示されており、特に「職員給与」については、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの取得状況、2019年3月末日に調査対象事業に従事しているすべての職員（職員一人ひとり）の性別、年齢、勤続年数、勤務形態、職種、勤務時間、基本給、手当、一時金（賞与、その他の臨時支給分等）が調査されます。同一の職員が2016年度3月末日から勤務している場合には、2016年度3月末日と2019年度3月末日の状況を記載する項目が予定されています。これは、職員に対して処遇改善が適切に実施されているかを把握するために実施されるものです。

本会佐藤副会長は、

- ①本調査により公定価格の加算の実態を把握し、公定価格の検討を行う目的があるならば、施設類型（保育所・認定こども園・幼稚園）ごとに加算の取得状況を把握し、比較できるようにする必要があるのではないか。
- ②公立施設に対して本調査を実施する意義は何か。社会福祉法人等民間施設と同じ調査票では公立施設は回答できない。公立施設の担っている役割や取組が把握できるような調査を実施すべきではないか。

等の意見を表明しています。

今回、会議資料として公立保育所・公立認定こども園の調査票案は提示されていませんが、公立施設も本調査の対象であり、今後内閣府において調査票案を検討する、との説明がありました。

また、委員からは、本調査の回答率を上げるための工夫について様々な意見が出されました。問い合わせ窓口の充実やQ&Aの作成、調査票の書き方を丁寧に示すこと、オンラインでの回答ができるようにすること等が考慮されます。

幼児教育・保育の無償化については、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要」の資料が示されました。法案は、平成31年2月12日に閣議決定され、同日衆議院に提出されています。

無償化に関連して委員からは、無償化までに示される予定の保護者向け説明資料（パンフレット）や食材料費の目安等についての通知を早く提示し、現場に周知するよう意見が出されました。

会議の詳細は、内閣府ホームページに掲載されている資料・動画をご参照ください。

■子ども・子育て会議の資料・動画

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回） が開催される（内閣府）

平成31年2月14日、内閣府は標記会議を開催しました。無償化の実施にかかる事務フローのイメージや認可外保育施設に係る無償化の対象範囲について、資料が示されています。

資料は、内閣府ホームページに掲載されていますので、ご参照ください。

下記資料が見えにくい際には、内閣府ホームページに掲載されている「資料1 幼児教育の無償化について」をご参照ください。

【資料1から全保協事務局抜粋】

幼児教育・保育の無償化に関する平成31年度予算案について

幼児教育・保育の無償化 平成31年度予算案: 3,882億円(公費)

－3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供を対象として保育所等の費用を無償化する。

区分		主な負担割合	国・地方合計(億円)		
			国	地方	
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	2,059	1,030	1,030
	公立	市町村10/10	818	—	818
<未移行> 私立幼稚園等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	696	348	348
認可外保育施設等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	141	70	70
預かり保育等		国1/2、都道府県1/4、市町村1/4	168	84	84
合計			3,882	1,532	2,349

※ 四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
※ 地域型保育給付は私立保育所の内数として計上。

(初年度の取扱い)

- ・ 地方負担分 2,349億円については、無償化に係る初年度経費を全額国負担とする(平成31年度予算案において計上)。

(事務費)

- ・ 初年度(2019年度)の導入時に必要となる自治体の事務費について、平成30年度第2次補正予算案において301億円、平成31年度予算案で120億円を計上。さらに、2年目(2020年度)を全額国費による負担として措置。
- ・ 新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間(～2023年度)に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置。

(システム改修経費)

- ・ 平成30年度予算(192億円)及び平成31年度予算案(62億円)を活用して対応。

3

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

- ※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。
- ※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

(1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子どもが利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設^(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子どもであって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

(2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

(3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

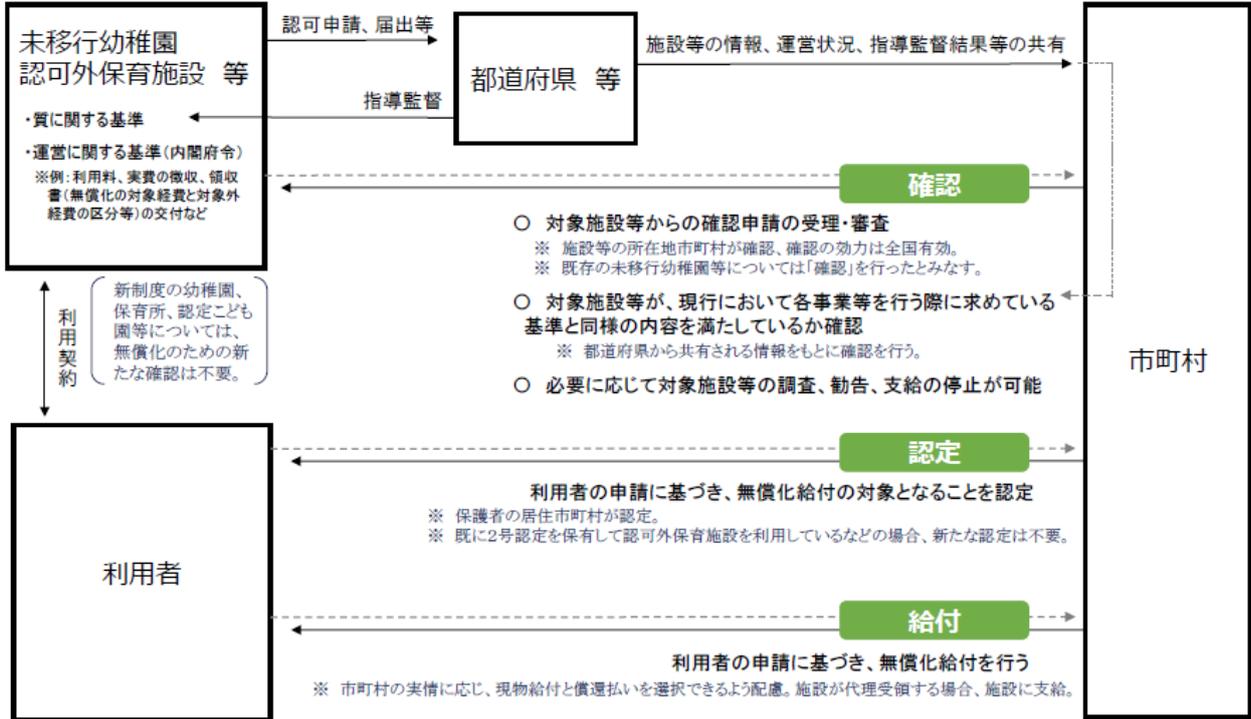
施行期日

平成31年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

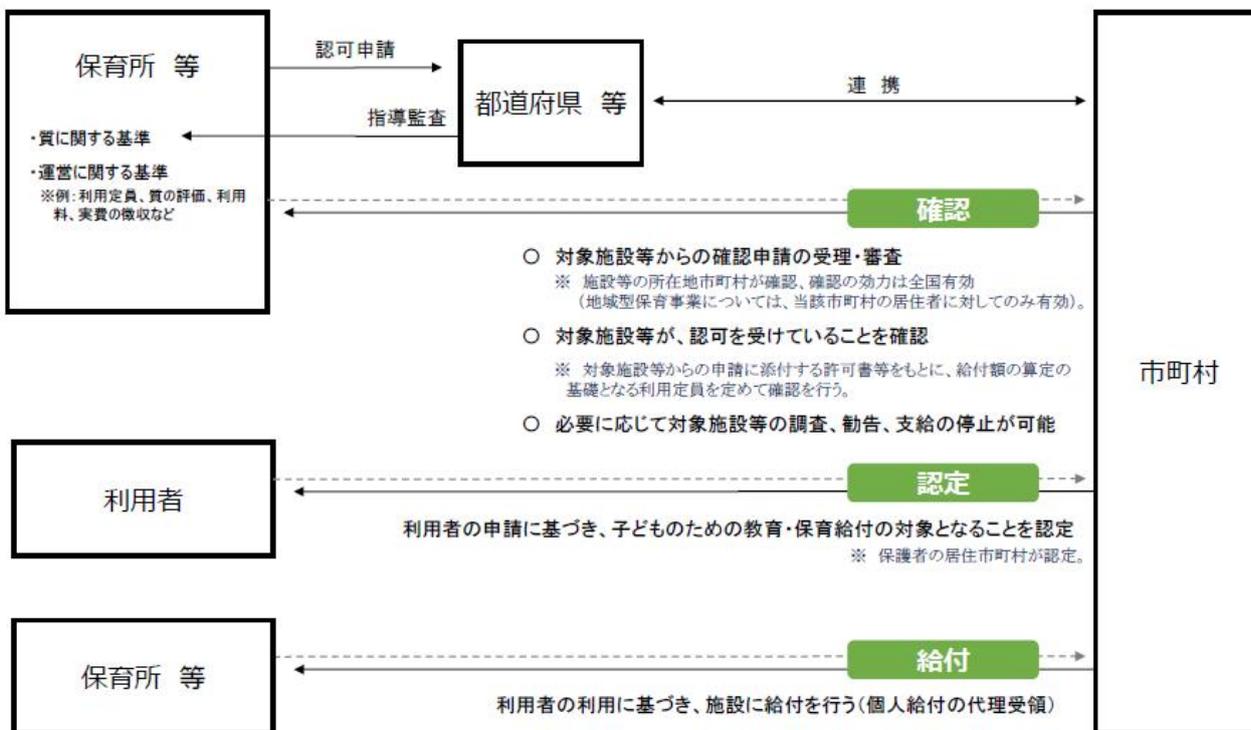
4

幼児教育の無償化の実施に伴う主な事務について（イメージ）

- 現行の子どものための教育・保育給付での事務をベースとしつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、「無償化給付」の支給に係る対象施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



【参考】現行の保育所等における主な事務について（イメージ）



認可外保育施設に係る無償化の対象範囲について

- 無償化の対象となる認可外保育施設は、指導監督基準を満たすものとしているが、**待機児童問題により、やむを得ず指導監督基準を満たさない施設を利用する児童が存在すること**を踏まえ、指導監督基準を満たさない施設も対象とする5年間の猶予期間を設けている。
- この経過措置について、地方自治体から、以下のように、**無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討するよう、提案いただいているところ。**

真の子どもたちのための「子ども・子育て施策」の実現に関する決議 ～ 幼児教育・保育の無償化に当たって ～（平成30年12月10日全国市長会）（抜粋）

1 国と地方の協議に基づく幼児教育・保育確保・向上等

P D C A サイクルを活用した国と地方の協議については、年内協議を開始することとしているが、無償化の円滑な実施のための詳細なマニュアルの作成、ベビーシッターを含む認可外保育施設に係る指導監督基準の見直しあるいは創設など、質の確保・向上の仕組みを早急に構築すること。

その際、認可外保育施設の範囲を明確化するとともに、都市自治体が子どもの安全に責任を負う立場にあること、無償化に係る事務が自治事務であることを踏まえ、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能にするなど、地域の実情に合わせた運用を検討すること。

<対応案>

- 市町村によっては、以下のように保育提供体制に違いがある。
 - ・ 待機児童が多く、指導監督基準を満たさない施設を利用せざるをえない地域がある一方、
 - ・ 待機児童がおらず、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用していない地域がある
- このため、5年間の経過措置期間においては、以下の扱いとする。（※法律事項）

① 経過措置期間中は、**指導監督基準を満たしていない施設についても無償化の対象とすることを原則とする。**

② ただし、市町村が、現在でも指導監督基準を満たさない施設を利用する人がいないなどの場合には、**条例で職員配置（保育士資格等）等に関する基準を設け、無償化の対象を当該基準を満たす施設に限ることができることとする。**

③ 併せて、条例制定の際の勘案要素として、**市町村が保育の需要及び供給の状況その他の事情（待機児童の状況、認可保育所の新設等の状況、指導監督基準を満たす認可外保育施設へ移行させる市区町村の取組の状況等）を勘案し、特に必要であると認めることを規定する。**

※ 通常の認可外保育施設の確認に加え、条例を制定した市町村は、市町村条例で定める一定の基準を満たしたものがどうか確認する必要がある。

■ 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）資料

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子ども・子育て会議等 > 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/free_ed/kanji_2/index.html

◆ 子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）（第17版）新規問・修正問が提示される（内閣府）

平成31年2月13日、内閣府は、子ども・子育て支援新制度 自治体向け FAQ（よくある質問）の新規問・修正問をホームページに公表しました。

新規問の一部には、次の項目が追加されています。

【新規問から全保協事務局抜粋】

No. 55-2 応諾義務

【問】

平成27年1月29日付事務連絡「保育所や認定こども園等を現に利用している児童の取扱いについて」において、認可外保育施設が認可された場合に、市町村は、現在利用している施設を継続的に利用することに配慮することが望ましい旨の記載があるが、この事務連絡はあくまでも新制度移行による混乱を避けるためのものであるという理解で

よいでしょうか。

【答】

本事務連絡は、新制度施行に際し、保育認定子どもについては市町村による利用調整を経て利用が決定されることに伴い、現在保育所等を利用している子どもに対して継続利用の保障を求める趣旨のものです。

しかし、認可外保育施設が認可保育所に移行する場合等において、現在利用している施設を継続的に利用することへの配慮は新制度施行後においても必要となることから、本事務連絡は新制度施行時に限定した取扱いを示したものではありません。

とはいえ、いかなる場合でも継続利用を「保障」することを求めているものではなく、最終的には市町村の判断により、待機児童等の状況を勘案し、取扱いを決定することとなります。

No. 101-2 利用定員設定の際の手続き

【問】

第8次分権一括法に係る子ども・子育て支援法の改正により、同法第31条第3項の規定による利用定員の設定・変更時の市町村長から都道府県知事への「協議」が事後「届出」に変更されました。

他方、私立幼稚園について認可定員を超えた利用定員の設定を可能とする例外的な取扱いは、都道府県知事への事前協議を前提としています（「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日3府省通知）第3の1（2）エ）。このため、私立幼稚園については、引き続き一般的に利用定員の設定・変更にあたって都道府県知事への事前協議を必要としてよいでしょうか。

【答】

左記の取扱いの運用を可能とするために、「私立幼稚園については、市町村が例外的に認可定員を超えて利用定員を設定・変更しようとする場合には都道府県との事前協議を行う」といった取扱いをすることは差し支えありません。

他方、一般的に「私立幼稚園については必ず事前協議を必要とする」といった取扱いをすることは、地方分権の提案を踏まえた法改正の趣旨に沿わず、望ましくありません。

No. 103-2 利用定員の変更

【問】

事業者からの利用定員の減少の届出を受理せず利用定員の減少を認めないことは可能ですか。

また、利用定員の減少の届出がされた後に、実際の利用者数が利用定員を上回っている場合、利用定員を見直す必要はないのでしょうか。

【答】

利用定員の減少は、法第35条第2項又は第47条第2項の規定により事業者の届出で

足りるものであるため、市町村は、必要な事項を盛り込んだ届出を受理せず利用定員の減少を認めないといった対応を取ることはできません。

他方、市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき教育・保育の提供を行うこととされており、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日 3 府省通知）第 3 の 1 (2) アにおいて、「市町村においては、申請者との意思疎通を図り、その意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切に利用定員を設定していただく必要がある」こととされていることから、事業者は、利用定員の減少の届出に際しても、事前に市町村と相談することが適当です。

その上で、当該利用定員の減少が保育士・幼稚園教諭等の確保が困難である等の理由によるものであれば、都道府県・市町村は、事業者に対して保育士・幼稚園教諭等の確保を支援することが適当です。

また、利用定員の減少の届出がされた後であっても、上述の通知第 3 の 1 (2) オ (イ) のとおり、恒常的に実際の利用者数が当該利用定員を恒常的に上回っているときは、市町村及び事業者は、利用定員を適切に見直し、法第 32 条又は第 44 条の規定による確認の変更を行う必要があります。

■子ども・子育て新制度 Q&A 集

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html>

◆平成 30 年度第 2 次補正予算の成立 ～平成 30 年度公定価格の改定が告示され、 保育士等の処遇改善は 0.8%増（内閣府）

平成 31 年 2 月 7 日、平成 30 年度第 2 次補正予算が、政府案どおり成立しました。

内閣府第 2 次補正予算では、「子どものための教育・保育給付等」に 394 億円が計上され、平成 30 年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善等が実施されます。

補正予算成立を受け、内閣府は平成 31 年 2 月 15 日、平成 30 年度公定価格を告示しました。具体的には、公定価格の平成 30 年度単価表において、保育士及び幼稚園教諭等の人件費が「+0.8%程度」改定されています。この改定は、平成 30 年 4 月 1 日に遡って適用されます。

また、厚生労働省第 2 次補正予算では、社会福祉施設関係で、「社会福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等」に 172 億円、「待機児童解消に向けた保育園等の整備」

に 420 億円、「保育園、放課後児童クラブ、児童養護施設等の ICT 化等の推進」に 15 億円、「保育園等における事故防止対策の推進」に 2.5 億円、「保育士修学資金貸付等事業、介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資等の確保」に 19 億円、「介護事業所における生産性向上の推進」に 4.6 億円が計上されています。

詳細は、財務省・内閣府・厚生労働省のホームページをご参照ください。

■平成 30 年度公定価格の告示

内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 法令・通知等

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（内閣府告示第 22 号）」

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

■平成 30 年度第 2 次補正予算の資料

財務省トップページ > 予算・決算 > 毎年度の予算・決算 > 予算 > 平成 30 年度 > 平成 30 年度補正予算（第 2 号）

https://www.mof.go.jp/budget/budger_workflow/budget/fy2018/hosei301221.html

内閣府トップページ > 情報提供 > 予算・決算・税制改正・機構定員

予算・決算の概要「2018 年度第 2 次補正予算（案）の概要」

https://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h31/yosan_h30_2.pdf

厚生労働省トップページ > 政策について > 予算および決算・税制の概要 > 予算 > 平成 30 年度厚生労働省第二次補正予算案の概要

平成 30 年度厚生労働省第二次補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18hosei/dl/18hosei02.pdf>

◆児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施について（厚生労働省）

平成 31 年 2 月 8 日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議より、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」が示されました。

本方針では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日）に係る事項について緊急点検、体制強化に取り組むこととされています。

本方針を受け、平成 31 年 2 月 14 日、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で自治体宛に、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施に向けた事務連絡が発出されました。

本事務連絡では、各保育所・認定こども園等においても、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施が求められています。事務連絡の別紙 2 は保育所及び地域型保育事業の事業所、別紙 3 は認定こども園における緊急点検要領が記載されています。

別添の資料は、会員の皆さまへの情報提供のためにお送りしております。資料はご参考

としていただき、緊急点検の詳細は、自治体からの連絡や文書、調査票等に沿って、留意事項・期限等をご確認いただき、確実に実施していただくようお願い申し上げます。

各施設において、緊急点検実施へのご協力をよろしくお願いいたします。

【事務連絡から全保協事務局抜粋】

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について

1. 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

〔中略〕

- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

〔中略〕

2. 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・ 子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
 - ・ 要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

3. 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

〔中略〕

- 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

〔後略〕

詳細は、別添の資料1・2・3をご参照ください。

■児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 児童虐待防止対策 > 児童虐待防止に関する関係閣僚会議

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212242.html>

◆【御礼・報告】北海道胆振東部地震に係る 全保協被災地支援募金へのご協力御礼

本会では、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震による災害の被災地域における保育所等および保育活動を支援することを目的に、平成30年10月24日～12月31日、標記募金活動を実施してまいりました。会員の皆さまからの多くの募金に対し、厚く御礼申し上げます。

総額 8,923,866 円の募金が寄せられました。

平成31年2月28日付で北海道保育協議会宛に全額を送金する予定です。これに先立ち2月6日には、全国保育協議会 万田康会長から北海道保育協議会 東峰雅博会長へ目録を手渡しました。

今後、被災地の保育活動の再構築や被害にあった子育て家庭の支援に資するための保育組織活動にお役立ていただく予定です。

(会報「ぜんほきょう」3月号においてもご報告いたします。)



北海道保育協議会の東峰雅博会長（写真右）へ目録を手渡す、全国保育協議会万田康会長（写真左）と森田昌伸副会長（写真中央）〔於：全国社会福祉協議会・第1会議室〕